

ごみ集積所の設置基準等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地域住民が設置するごみ集積所（以下「集積所」という。）の設置基準及び維持管理等について必要な事項を定めるものとする。

(設置基準)

第2条 集積所は、概ね20世帯から30世帯につき1ヶ所を基準として設置するものとする。

2 集積所は、次の各号に掲げる要件を満たす場所に設置するものとする。

- (1) 別表に掲げる収集車の通り抜けが可能な幅員4メートル以上の道路に面していること。ただし、幅員が4メートル未満の道路で収集作業上支障がないと認められる場合、または現在の収集コースから相当の距離があり、かつ、収集対象戸数が概ね10世帯以上ある袋路で収集車を方向転換させる場所を確保できる場合は、この限りでない。
- (2) 安全に効率的な収集作業を行うことができ、かつ、通行人や通行車両等の妨げとならない場所であること。
- (3) 土地所有者の了解を得ていること。

(集積所設置等の申請)

第3条 集積所の設置は、当該町内会等を通じて、ごみ集積所設置等申請書（別記第1号様式）又はホームページ上の電子申請フォームにより市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、現地調査により設置基準に適合するか審査し、その結果を当該申請者に通知するものとする。
- 3 前2項の規定は、集積所の変更及び廃止についても準用する。

(ごみ等の収集)

第4条 第3条第2項の規定により設置した集積所に排出されたごみ等は、市が収集するものとする。ただし、一時大量ごみ、事業系ごみ、処理困難物等にあつては、この限りでない。

(集積所の管理)

第5条 集積所の管理は、当該町内会等で行うものとする。

- 2 当該町内会等は、集積所及びその周辺の環境美化に努めなければならない。

(資源物等の持ち出し禁止)

第6条 集積所に排出された資源物等は、市の収集作業に携わる者以外、何人もみだりに持ち出してはならない。

別表（第2条関係）

(単位：cm)

区分	車幅	ミラー幅	ローリング幅	合計
中型車（4トン）	220	60	60	340
小型車（2トン）	188	50	60	298

附 則

この要領は、平成6年1月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年1月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年8月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年3月19日から適用する。